

第二次徳島県犯罪被害者等支援推進計画の概要

I 基本的な考え方

■計画の位置付け

徳島県犯罪被害者等支援条例第9条に基づき策定
犯罪被害者等の支援に関する基本方針及び具体的な施策を定める

■計画期間

5年間（令和8年度から令和12年度まで）

■支援体制の整備・充実

国、県、警察、市町村、民間被害者支援団体等が連携し、複数の関係機関・団体が持つ制度・サービスを包括して提供することができる多機関ワンストップサービス体制を構築

■進捗管理

年度ごとに具体的施策の実施状況を取りまとめ、「徳島県犯罪被害者等支援審議会」の意見を徴取し、その意見を踏まえ、進捗状況を点検し、施策の改善を図る

II 犯罪被害者等の現状

■本県における犯罪被害者等の現状

○刑法犯の認知件数、重要犯罪の認知件数 等

■相談の受理状況

○配偶者からの暴力に関する相談件数、「よりそいの樹とくしま」における相談件数 等

■犯罪被害者等が抱える問題

■支援の必要性

III 犯罪被害者等支援のための施策

基本方針1 支援体制の整備・充実

総合的な支援体制の整備

- 多機関ワンストップサービス体制の構築
- 各市町村との相互連携の強化
- 重大な事案が発生した場合の緊急支援体制の整備 等

犯罪被害者等の支援に係る人材の育成

- 市町村や関係機関の担当職員に対する研修会の開催
- 若手支援人材の養成 等

相談及び情報の提供等

- 総合的窓口の設置及び相談体制の充実等
- 性暴力被害にかかる相談対応 等

民間支援団体の活動の促進

- 民間被害者支援団体の活動への支援 等

個人情報の適切な管理

- 犯罪被害者等に関する情報の保護 等

基本方針2 損害回復・経済的支援等への取組

経済的負担の軽減

- 犯罪被害給付制度等の周知、早期裁定
- 性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担制度の周知
- 犯罪被害による経済的負担に対する支援
- 「犯罪被害遺児等」に対する支援
- 専門的知識を要する相談に対する支援 等

居住の安定

- 県営住宅への入居における特別の配慮
- 被害直後における居住場所の確保 等

雇用の安定

- 事業主等の理解の増進 等

基本方針3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

保健医療サービス及び福祉サービスの提供

- カウンセリング支援の周知・充実
- 児童虐待への対応
- 学校等におけるカウンセリング体制の充実 等

安全の確保

- 警察における再被害防止措置、保護対策の推進
- 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実
- 二次被害を防止するための関係機関での配慮 等

基本方針4 県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

県民等の理解の増進等

- 「犯罪被害者月間」にあわせた啓発事業の実施
- 「生命（いのち）の安全教育」の推進
- 犯罪被害者等支援に係る大学生の理解増進
- 学校における犯罪被害者等の支援に関する教育の推進
- 「命の大切さを学ぶ教室」の開催
- インターネット上の誹謗中傷等への対応 等